

規 約

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第 2 章 会 議

第 1 節 総 代 会

(開 議、散 会)

第 2 条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終わる。但し、総代会において特に議決したとき又は議長が必要と認めたときは、時間を伸縮することができる。

(出 席)

第 3 条 総代は、総代会に出席したときは、総代会の招集者にその旨を届け出るものとする。

(開 会)

第 4 条 総代会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会宣言を宣し、議長の選任を総代会にはかるものとする。

(議事録署名人の選出)

第 5 条 議長は、議事の開始にあたり、総代会の承認を得て、議事録署名人 2 人指名するものとする。

(議長の職務)

第 6 条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、総代の発言を不当に制限してはならない。

(中 途 退 場)

第 7 条 総代は、会議中みだりに議場を退くことができない。但し、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を得て、退くことができる。

(議 事)

第 8 条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、事務局の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発 言)

第 9 条 発言しようとするものは、議長の承認を得なければならない。

2. 発言は起立し、地区名と名前を申告した後に行い、議題以外のことにわたってはならない。

3. 前 2 項の規定は、准組合員又は施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）で

意見を述べようとする者に準用する。

(動議)

第10条 総代は、議事の進行を妨げない限り、他の総代の3人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2. 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第13条に規定された議決事項に限り、これを議案として、付議すべきかどうかを総代会にはかるものとする。
3. 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。但し、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、最も異なるものから順次に採決する。
4. 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手・起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総代会に諮って決定する。

2. 議長は、採決の結果を宣告する。

(委員会付託)

第12条 総代会で必要があると認めるときは、総代会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2. 委員会の委員は、総代会において出席した総代の内から選任する。
3. 委員会に付議した議案は、委員会の審査の結果の報告を聞いて採決しなければならない。
4. 委員会の運営・その他必要な事項は、総代会で定める。

(議案動機の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動機は、再び同一の総代会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてならない。

2. 会議中総代が議場の秩序をみだすときは、議長はこれを警告し、制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は当日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(議決事項等の報告)

第15条 総代は、総代会で審議された事項及びその結果について、組合員への周知に努めるものとする。

(総会)

第16条 第2条から前条までの規定は、総会について準用する。

(換地計画等を定める会議)

第17条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第 3 章 役 員

第 1 節 総 則

(役員会議)

第 18 条 役員会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第 19 条 役員に対する報酬、賞与その他の給与は、総代会で定める。

第 2 節 理 事

(理事会)

第 20 条 理事会は、理事長が必要と認めた場合又は、理事総数の 3 分の 1 以上の請求があった場合に開催する。

2. 理事会の招集は、理事長が行う。
3. 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5 日前までに日時・場所及び議案を各理事に通知しなければならない。但し、緊急止むを得ないときは、この限りでない。
4. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
5. 原又支部及び中間川向支部は、オブザーバーとして 1 名の出席を認める。

(理事会の付議事項)

第 21 条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約、管理規定、利水調整規程及び総代会の議決により、理事会に委ねられた事項
 - (2) 総代会の招集、土地改良法第 52 条第 5 項並びに、同法第 53 条の 4 第 2 項及び同法第 99 条第 2 項において準用する同法第 52 条第 5 項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議題に関する事項。
 - (3) その他土地改良区の管理運営上、必要と認める事項。
2. 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法)

第 22 条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2. 理事は、代理人によって議決に加わることはできない。
3. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
4. 理事会は、必要に応じ職員その他のものを出席させて、意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第 23 条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調整し、出席した理事 2 人とともに記名捺印しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名

- (3) 議事の要領
 - (4) 決議事項及び賛否の数
 - (5) 議事録記名人の選任に関する事項
 - (6) その他議長が必要と認めた事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監 事

(総括監事)

第24条 監事は、総括監事1人を互選する。

2. 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。
3. 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故あるときはその職務を行う。

(監事会)

第25条 監事会は、少なくとも毎事業年度2回以上開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第26条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 監事計画に関する事項
- (2) 監事細則の設定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項
- (4) 土地改良法第27条(同法第52条第7項において、準用する場合を含む)の規定による会議の招集に関する事項
- (5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(以下「決算関係書類」という。)に係る意見書に関する事項
- (6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第27条 監事会は2人以上の監事の出席がなければ議事を開くことができない。

2. 監事の議事は、監事総数の過半数で決する。
3. 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の出席を求めて意見を聴取し、又は事情を聴取することができる。
4. 監事会には、第23の規定を準用する。但し、「理事2人」とあるのは「監事1人」以上と読み替えるものとする。

第4章 業務の執行

(補助機関)

第28条 この土地改良区に次の係を置く。

- (1) 庶務係

- (2) 会計係
- (3) 施設管理係
- 2. この土地改良区に補助機関として支部三役委員会及び配水委員会を置く。
- 3. 前項の係及び各委員会の運営に関する規程は、理事会で定める。

(会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者)

- 第29条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者を置く。
- 2. 会計主任及び管理責任者は、理事長がこれを命ずる。
 - 3. 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。
 - 4. 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。
 - 5. 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。
 - 6. 各委員会の管理責任者は当該委員会の職務をつかさどり、当該委員長がこれにあたる。

(職員)

第30条 この土地改良区に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1 人
 - (2) 会計主任 1 人
 - (3) 事業主任 1 人
 - (4) 主事・技師 最大2 人
 - (5) 池守 5 人
- 2. 池守の勤務は非常勤とする。
 - 3. 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。
 - 4. 1項に記載する事項の調整等については、必要に応じて理事会の議決を経て理事長が任命する。

(事務所等)

第31条 この土地改良区は、総代会の決議により、事務所、管理事務所等を設けることができる。

(執務時間)

第32条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前8時30分より午後5時までとし、正午より1時間は、休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日及び日曜日並びに国民の祝日のほか、8月13日より8月15日まで、及び12月29日より翌年1月3日までの期間とする。

(業務の執行に関する細則)

第33条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

(会計年度等)

第34条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2. 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第35条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2. 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総代会の議決によりこれを設けることができる。

(総計予算主義の原理)

第36条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調整及び議決)

第37条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調整し、年度開始前に、総代会の議決を経なければならない。

(収支予算の区分)

第38条 収支予算は、収入にあつては、その性質に従つて款に大別し、且つ、各款中においてはこれを項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第39条 予算外の支出は、予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。但し、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2. 予備費は、総代会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算)

第40条 理事長は、収支予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを総代会に提出することができる。但し、総代会を招集する暇がなく、且つ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2. 理事長は、必要に応じ、一会計年度のうち一定期間に係る暫定予算を調整し、これを総代会に提出することができる。
3. 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支払の方法)

第41条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2. 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと、及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出することができない。

(決算関係書類)

第42条 理事長は、毎会計年度決算関係書類及び財産目録を監事の監査に付し、当該監事の

意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第43条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第44条 売買・賃借・請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。但し、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第45条 土地改良区の余裕金は、総代会の議決により、確実かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては株式の取得は行わないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

- (1) 金融機関への預貯金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (3) 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得
- (4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得
- (5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第46条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総代会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

(職務状況の公表)

第47条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第48条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総代会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(工事施行方法等)

第49条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2. この土地改良区は、理事若しくは監事が取締役若しくはこれに準ずる職を兼ねる会社に工事の請負をさせることはできない。

第7章 支部

(支部設置)

第50条 この土地改良区に、次に掲げる支部を設ける。

川 部 支 部
岡 本 支 部
円 座 支 部
西 山 崎 支 部
檀 紙 支 部
中 間 西 支 部
中 間 川 向 支 部
飯 田 支 部
原 又 支 部
御 厩 支 部

(支部役員)

第51条 各支部には、支部長1名、副支部長1名、会計係1名を置く。

2. 支部長・副支部長・会計係は、各支部内の組合員から、その支部選出の総代からの推薦者について、理事会の議を経て、理事長が任命する。

(支部長の職務)

第52条 支部長は、副支部長・会計係を統轄し、各支部と両池土地改良区との緊密なる連絡を保持し、円滑なる運営を図るものとする。

(役員等の任期)

第53条 役員等の任期は4年とする。但し、再選を妨げない。

(支部規程の設置)

第54条 各支部における土地改良事業を行うため、支部規程を設けなければならない。

2. 支部規程には、支部長、副支部長、会計係、評議員、水配係等の設置を規定して、その職務を明記しなければならない。

第55条 各支部の会計統括業務は本部が行う。

第 8 章 補 則

(電磁的方法)

第56条 定款第52条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

- (1) 電子メールによる方法
 - (2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法
2. 定款第52条第2項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。
 - (1) 電子計算機に備えられたファイル
 - (2) 磁気ディスク、CD-ROM等
 3. 前2項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第57条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について法第61条第3項の規定による損失の補償を行った場合には、当該土地に関してその組合員である者に対して、当該補償額全額を求償することができる。

(補 償)

第58条 法第118条第5項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて、理事会で定める。

(施設被損等の報告)

第59条 組合員及び准組合員等は、工作物その他の施設について被損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、速やかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第60条 この土地改良区の地区内農地等を転用される場合において、農地法施行規則第30条第6項又は第57条の2第2項第3号の規定による意見は、関係土地改良区の意見を聞いて、理事長が定める。

2. 前項に定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用に伴う地区除外及び権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

附 則

1. この規約は、昭和52年12月7日より施行する。
1. この改正規約は、平成6年3月31日より施行する。
1. この改正規約は、平成13年5月15日より施行する。
1. この改正規約は、平成22年4月1日より施行する。
1. この改正規約は、平成24年4月1日より施行する。
1. この改正規約は、平成28年4月1日より施行する。
1. この改正規約は、平成29年4月1日より施行する。
1. この改正規約は、平成31年4月1日より施行する。
1. この改正規約は、令和2年4月1日より施行する。
1. この改正規約は、令和6年4月1日より施行する。